資料１

乗用車のエコドライブ講習修了証授与にかかわる事業概要

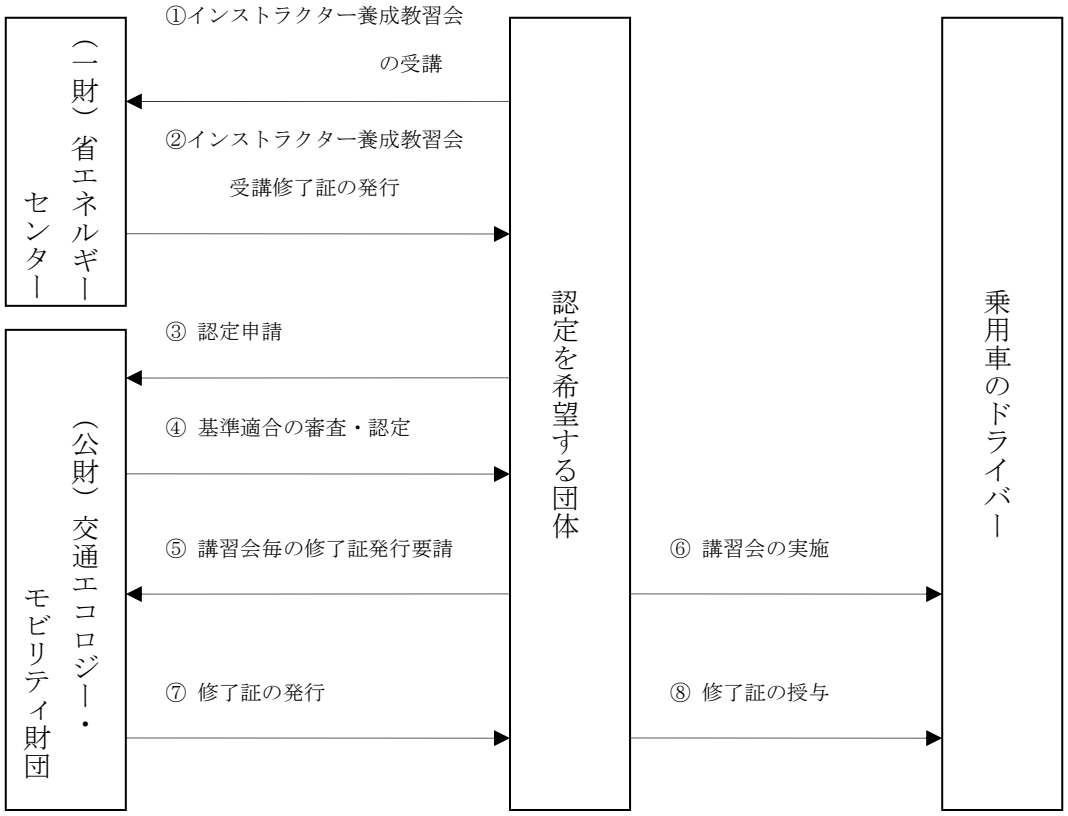

①インストラクター養成教習会の受講

認定を希望する団体は、一般財団法人省エネルギーセンターが開催するインストラクター養成教習会を受講することが必要です。

受講したインストラクターが１名以上在籍していることが、認定の必要条件です。

②インストラクター養成教習会受講修了証の発行

インストラクター養成教習会の受講者には、一般財団法人省エネルギーセンターより受講修了証が発行されます。

③認定申請

認定を希望する団体は、エコドライブ講習で使用する教材、講習実施例等の講習内容が分かる資料を添付して、認定申請を公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団に提出して下さい。（具体的な申請方法は、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のホームページをご覧下さい。）

http://www.ecomo.or.jp/

④基準適合の審査・認定

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団は、認定基準に基づいて審査し、適合の場合は認定を通知します。

⑤講習会毎に修了証発行要請

団体は、実施する講習会毎に修了証の発行を要請して下さい。

⑥講習会実施

団体が講習会を実施します。

⑦修了証発行

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団より、団体宛に受講者の修了証を送付します。

⑧修了証授与

団体より、受講者に修了証を授与します。

以上